

明石市国際交流協会会則

(名 称)

第1条 この会は、明石市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を、明石市東仲ノ町6番1号に置く。

(目 的)

第3条 協会は、諸外国住民との幅広い交流を推進し、ボーダレス時代にふさわしい国際性豊かな市民文化の醸成と人材育成に努めるとともに、多文化共生社会づくり及び地域の特性を活かした地域国際協力の推進を図り、もって地域社会の発展と世界平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 姉妹都市及び友好都市との交流の推進
- (2) 諸外国住民との交流の推進
- (3) 国際交流に関する啓蒙啓発及び人材育成
- (4) 国際理解の促進
- (5) 市内在住外国人との交流促進及び市内在住外国人への支援
- (6) 国際交流に関する情報の収集及び発信並びに調査研究
- (7) 地域国際協力の推進
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 協会は、協会の目的に賛同する個人会員、ファミリー会員及び賛助会員（企業・団体）をもって組織する。

- 2 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 3 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

- (4) 理事 20名以内（会長、副会長及び監事を含む。）
- 2 理事は、個人会員及びファミリー会員（代表者）の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、理事の中から理事会において互選により選任する。

（顧問）

第7条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員等の職務）

第8条 役員及び顧問の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 監事は、協会の会計を監査する。
- (4) 顧問は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べる。

（任期）

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会長、副会長及び監事は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経た後、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（会議）

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

（総会）

第12条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、個人会員とファミリー会員（代表者）をもって構成する。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (4) 理事の選任に関すること。
- (5) その他理事会が必要と認めた事項。
- 4 定例総会は、毎年1回、会計年度終了後2箇月以内に開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、会長が定める。
- 7 総会は、個人会員及びファミリー会員（代表者）総数の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 8 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会）

第13条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会で議決した事項の執行方針に関すること。
 - (3) 事務局の組織及び運営の基本方針に関すること。
 - (4) 総会を開催するいとまがない場合における総会の議決事項に関すること。
 - (5) 部会の運営方針に関すること。
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行方針に関すること。
- 3 前項第4号の場合においては、会長は、次期総会において報告しなければならない。
- 4 理事会は、会長が招集する。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 理事会は、理事現在数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部 会）

第14条 協会に、第4条の事業を円滑に実施するために、会員の自主的な参画により活動を行う次の部会を設置する。

- (1) 国際交流・協力部会
- (2) 多文化共生部会
- 2 前項の部会の所管業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 国際交流・協力部会
 - ア 諸外国住民との交流事業の企画及び実施に関すること。

- イ 国際協力事業の企画及び実施に関すること。
- ウ 通訳者及び翻訳者の募集及び育成に関すること。
- エ 語学教室の企画及び実施に関すること。
- オ ホストファミリーの募集及び育成に関すること。
- カ その他国際交流・協力諸事業の実施に関すること。

(2) 多文化共生部会

- ア 市内在住外国人との交流事業の企画及び実施に関すること。
- イ 日本語指導員の募集及び育成並びに日本語教室の企画及び実施に関すること。
- ウ 講演会、セミナー等の開催に関すること。
- エ ゲストティーチャーの募集及び派遣に関すること。
- オ その他多文化共生諸事業の実施に関すること。

- 3 個人会員及びファミリー会員は、希望する部会に登録することができる。
- 4 各部会に部会長1名及び副部会長3名以内を置き、部会長は理事会において選任し、副部会長は部会員の中から部会長が指名する。

(経 費)

第15条 協会の経費は、会費、委託料、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第16条 会員は、次に定める会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000円
- (2) ファミリー会員 年額 3,000円
- (3) 賛助会員 年額一口 5,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、学生については、その会費を免除する。
- 3 会費の納期は、毎年4月30日とする。ただし、新たに入会しようとする者は、入会申込時に納入するものとする。
- 4 会員は、会費が2年間未納となった場合には、退会したものとみなす。

(事業年度及び会計年度)

第17条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第18条 協会の収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(事務局)

- 第19条 協会の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

(役員及び事務局職員の報酬等)

- 第20条 役員は、無報酬とする。事務局長及び事務局職員は有給とし、その賃金、就業規則については、別に定める。
- 2 役員、事務局長及び事務局職員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(細 則)

- 第21条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

制定附則

(施行期日)

- 1 この会則は平成19年2月22日から施行する。

(設立時の特例)

- 2 協会の設立当初の役員は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、明石市国際交流協会発起人会で定められた者とする。
- 3 前項の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成21年度の定例総会の日までとする。
- 4 協会の設立当初の事業年度及び会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。